

## 規制の事後評価書

法令の名称：日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令（日本農林規格等に関する法律施行令）

規制の名称：指定農林物資の指定

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：新事業・食品産業部 食品製造課 基準認証室

評価実施時期：令和8年3月

## 1 事後評価結果の概要

## ＜規制の内容＞

- ・有機畜産物、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品（以下「有機畜産物等」という。）の日本農林規格（以下「JAS」という。）を有機畜産物等に関する日本国内の唯一の規格と位置付け、認証を取得したものでなければ、有機畜産物等と表示することは不可とする。

## ＜今後の対応＞

- そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

## ＜課題の解消・予防の概況＞

- おおむね想定どおり  
想定を下回るが、対応の変更は不要  
想定を下回り、対応の変更が必要  
想定を設定していないが、対応の変更は不要  
想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## ＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

- おおむね想定どおり  
想定を上回るが、対応の変更は不要  
想定を上回り、対応の変更が必要  
想定を設定していないが、対応の変更は不要  
想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## ＜行政費用の概況＞

- おおむね想定どおり  
想定を上回るが、対応の変更は不要  
想定を上回り、対応の変更が必要  
想定を設定していないが、対応の変更は不要  
想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## 2 事前評価時の予測との比較

### <効果（課題の解消・予防）>

|                           |       | 算出方法と数値   |
|---------------------------|-------|---|
| J A S 認証を受けた<br>有機畜産物等の増大 | 事前評価時 | —   |
|                           | 事後評価時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産物等の「有機」表示の状況、有機畜産物等の流通状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国内で格付されたもの、②外国で格付されたもの</li> <li>有機畜産物（合計）：①5,757.0t（4,253.6t）、②21,033.5t（13,006.5t）</li> <li>有機畜産物加工食品（合計）①4,487t（833t）、②468t（88t）</li> </ul> </li> <li>違反事例の有無：無</li> <li>・J A S 認証の認証数               <ul style="list-style-type: none"> <li>国内認証事業者数：82 事業者<br/>（内訳：生産行程管理 36、小分け 21、輸入 13、外国格付表示 12）</li> <li>外国認証事業者数：8 事業者（全て生産行程管理）</li> </ul> </li> <li>・有機畜産物等の輸出货量<br/>同等性制度を利用した輸出実績なし</li> </ul> |

注1）流通状況における格付数量は令和5年度実績。（ ）は令和2年度実績

注2）認証数は、令和7年8月31日時点

### <負担>

#### ■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

|                |       | 算出方法と数値   |
|----------------|-------|---|
| ① 認証の取得等に要する費用 | 事前評価時 | 初年度：認証手数料約15万円/1事業者、講習会の受講費用約5万円/4人<br>2年目以降：認証を継続するための手数料約10万円 |
|                | 事後評価時 | 初年度：認証手数料約14万円/1事業者、講習会の受講費用約5万円/4人<br>2年目以降：認証を継続するための手数料約10万円 |

注1）事前評価時の費用は、認証輸入業者の認証取得に係る平均費用

注2）事後評価時の費用は、国内の認証生産行程管理事業者（36事業者）の認証を行った認証機関（8機関）の認証手数料（申請料、審査・判定料）の平均費用。講習会の受講費用は同8機関の平均額

#### ■ 行政費用

|              |       | 算出方法と数値  |
|--------------|-------|--|
| ① 取締業務に要する費用 | 事前評価時 | 行政費用は生じない                                      |
|              | 事後評価時 | 品目の追加のみであり、取締業務の体制に変更はないため、規制の拡充に伴う行政費用は生じていない |

#### ■ その他の負担

該当なし

### 3 考察

有機畜産物等の認証事業者数は年々増加しており、国内外における格付数量も増加している。本規制の導入以降、有機畜産物等の認証を取得した事業者による違反事例は確認されておらず、制度の目的である「一般消費者の商品選択における支障の低減」に寄与していると評価できる。

さらに、本規制の導入により各国の有機認証制度を同等のものとして取り扱うことを相互に承認する有機同等性の制度を活用した有機畜産物等の輸出入が可能となった。これにより、同等性が認められた国・地域との取引においては、相手国の有機認証を取得せずとも有機JAS認証により有機である旨の表示をして輸出することが可能となり、手数料や手続きが簡素化されるなどの利点がある。現時点では、有機畜産物等について有機同等性の相互承認を行った国はカナダほか3か国（地域）のみであり、同制度を活用した輸出実績はないものの、各国との有機畜産物等の同等性承認に向けた協議は継続しており、同等性承認の拡大により有機畜産物等の輸出量の増加が期待できると考える。

近年、SDGsや環境を重視する動きが加速化しており、今後、世界の有機食品市場はさらに拡大していくことが予測される中、これらに的確に対応し輸出を拡大していくためには、本規制の適正な運用及び有機同等性承認の拡大は必要不可欠である。したがって、本規制を維持することが適当である。